

盛岡広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年2月14日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡大迫東和線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市川目第1地割124番11地先から根田茂第5地割22番5地先まで	新	A 34.6～7.2 m	m 6,360.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第5地割22番5地先まで		B 232.5～14.5	5,311.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第7地割71番3地先まで		C 62.5～16.2	1,710.0
盛岡市根田茂第6地割76番1地先から第8地割14番3地先まで		D 33.5～11.2	170.0
盛岡市根田茂第7地割37番1地先から第8地割28番2地先まで		E 23.2～9.0	220.0
盛岡市川目第1地割124番11地先から根田茂第5地割22番5地先まで	旧	A 34.6～7.2	6,360.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第5地割22番5地先まで		B 232.5～14.5	5,311.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第7地割71番3地先まで		C 62.5～16.2	1,710.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成24年2月14日から同年3月14日まで